

品質管理システム概要書(2013年11月1日現在)

監査事務所名 清稜監査法人
代表者名 石井和也

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、会長が、当法人の品質管理に関する最終的な責任を負うこととしています。また、監査責任者は、実施する監査業務の全体的な質を合理的に確保するため、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負い監査業務のあらゆる局面において、すべての監査チームのメンバーに対して、監査業務の質を重視する姿勢及び行動を示さなければならないこととしています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用することとしており、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理委員長と定めています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が監査業務に係る職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、品質管理規程において 誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則についての規定をおいています。

(2) 独立性

当法人は、当法人及び専門要員が倫理規則等で定める独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、品質管理委員長が独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査し、提出を求めることとしています。

(3) ローテーションの方針及び手続

大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者等に対して倫理規則等で定める一定期間(7会計期間)のローテーションを義務付けています。

また、監査業務の主要な担当者が長期間継続して同一の監査業務に従事している場

合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードを取り決めております。

3．契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人では、契約の新規の締結をする前に、また既存の契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するため、契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定めています。これには、当法人として、関与先の誠実性等について慎重に判断すること及び当法人として監査を実施するための適性、能力及び人的資源を勘案すること等が含まれています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて、評価の妥当性を検討します。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

専門要員(外部提携者を含む。)を採用する場合には、当監査法人の監査業務に適した資格及び経験を考慮しています。

当法人は、継続的な職業的専門家としての能力開発を適切に行う必要があることを認識しており、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理(独立性を含む。)を遵守することを正当に評価しています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供します。また、不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査責任者は監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、専門要員の不正に関する知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を定めた監査マニュアルに基づき監査を実施しています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負うこと、及び同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の

重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならないことを定めています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施することとしています。

また、専門的な見解の問合せが適切に実施されるように、当法人内外において、十分な人材等を確保しています。

専門的な見解の問合せから得られた見解は十分に検討し対処することとし、その内容、得られた見解及びその対処を文書化することとしています。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討します。

(3) 審査の方針及び手続

当法人では、すべての監査業務について専門要員が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、以下の監査業務に係る審査に関する方針及び手続を定め実施しています。

審査の内容、実施時期及び範囲

審査担当者の適格性

審査に関する文書化

当法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審査完了日以降としています。

(不正リスクへの対応)

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、審査担当者は審査において不正による重要な虚偽表示の疑義があるかどうかの監査チームの判断を評価します。不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討します。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任し、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施します。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

専門的問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化することとしています。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならないこととしてい

ます。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理、監査調書の管理及び監査調書の保存や廃棄に関する方針及び手続を定めています。

監査ファイルは監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日からおおむね60日程度を超えない期間内に整理を完了することとしています。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めています。これは、監査事務所としての品質管理のシステムが適切に整備され、有効に運用されていることを監視する「日常的監視」と、所定の品質管理の方針及び手続に準拠して個々の監査が実施されているか否かを検討する「定期的な検証」から構成されています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、定期的な検証により不正リスクへの対応を含む当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめます。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当法人は、発見された不備の影響を評価し、不備に対する適切な是正措置を伝達するための方針及び手続を定めています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定め、不服と疑義の申立てを受け付ける担当責任者を選任することを定めています。

(不正リスクへの対応)

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めています。

7 . 監査事務所間の引継及び手続

当法人では、監査人の交代に際し、前任の監査人となる場合及び後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定めています。

(不正リスクへの対応)

不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況に

については品質管理委員長に報告することとしています。

8 . 共同監査の方針及び手続

当法人が共同監査を行う場合には、共同監査を行う他の監査法人または公認会計士の品質管理のシステムが当該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、当法人が、契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしています。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。